

愛媛県環境影響評価条例

平成 11 年3月 19 日条例第1号

愛媛県環境影響評価条例を次のように公布する。

愛媛県環境影響評価条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 技術指針(第4条)
- 第3章 方法書(第5条—第 10 条)
- 第4章 環境影響評価の実施等(第 11 条・第 12 条)
- 第5章 準備書(第 13 条—第 20 条)
- 第6章 評価書(第 21 条—第 23 条)
- 第7章 対象事業の内容の修正等(第 24 条・第 25 条)
- 第8章 評価書の公告及び縦覧後の手続(第 26 条—第 34 条)
- 第9章 事後調査(第 35 条—第 40 条)
- 第 10 章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例(第 41 条・第 42 条)
- 第 11 章 愛媛県環境影響評価審査会(第 43 条)
- 第 12 章 法に規定する知事の意見に係る手続(第 44 条)
- 第 13 章 雑則(第 45 条—第 54 条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境影響評価及び事後調査について県等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業について環境影響評価及び事後調査が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定めることにより、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境影響評価」とは、事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

- 2 この条例において「対象事業」とは、別表に掲げる事業の種類のいずれかに該当する一の事業であって、規模（形状が変更される部分の土地の面積、新設される工作物の大きさその他の数値で表される事業の規模をいう。）が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものとして規則で定めるもの（環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する第二種事業及び同条第4項に規定する対象事業を除く。）をいう。
- 3 この条例（この章を除く。）において「事業者」とは、対象事業を実施する者（委託に係る対象事業にあっては、その委託をする者）をいう。
- 4 この条例において「事後調査」とは、対象事業に係る工事の実施中及び対象事業に係る工事の完了後又は土地若しくは工作物の供用開始後の環境の状況を把握するための調査をいう。

（県等の責務）

第3条 県、市町、事業者及び県民は、環境影響評価及び事後調査の重要性を深く認識して、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

第2章 技術指針

第4条 知事は、愛媛県環境基本条例（平成8年愛媛県条例第5号）第9条各号に掲げる事項の確保を旨として、既に得られている科学的知見に基づき、対象事業に係る環境影響評価及び事後調査を適切に行うために必要であると認められる次に掲げる事項に関する指針（以下「技術指針」という。）を定めるものとする。

- （1）環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法の選定
- （2）環境の保全のための措置
- （3）事後調査の項目及び当該項目に係る調査を合理的に行うための手法の選定

2 知事は、技術指針を定めたときは、これを公表するものとする。

3 知事は、技術指針について、常に適切な科学的判断を加え、必要な改定を行うものとする。

4 知事は、技術指針を改定しようとするときは、愛媛県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

5 第2項の規定は、技術指針を改定した場合について準用する。

第3章 方法書

（方法書の作成）

第5条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならない。

- （1）事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- （2）対象事業の目的及び内容
- （3）対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

(4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあつては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

2 相互に関連する2以上の対象事業を実施しようとする場合は、当該対象事業に係る事業者は、これらの対象事業について、併せて方法書を作成することができる。

(方法書の送付)

第6条 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町長に対し、方法書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(方法書についての公告及び縦覧)

第7条 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第7条の2 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、第6条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会(以下「方法書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

第8条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第7条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見の概要の送付)

第9条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び第6条に規定する地域を管轄する市町長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要を記載した書類を送付しなければならない。

(方法書についての知事等の意見)

第10条 知事は、前条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、方法書について前条に規定する市町長の環境の保全の見地からの意見を求めるものとする。
- 3 第1項の場合において、知事は、方法書について愛媛県環境影響評価審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くものとする。
- 4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮するものとする。

第4章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第8条第1項の意見に配慮して第5条第1項第4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による選定を行うに当たり必要があると認めるときは、知事に対し、技術的な助言を記載した書面の交付を受けたい旨の申出を書面によりすることができる。

(環境影響評価の実施)

第12条 事業者は、前条第1項の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価を行わなければならない。

第5章 準備書

(準備書の作成)

第13条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る環境影響評価を行った後、当該環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を聴くための準備として、規則で定めるところにより、当該結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 第5条第1項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 第8条第1項の意見の概要
- (3) 第10条第1項の知事の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 第11条第2項の助言がある場合には、その内容
- (7) 環境影響評価の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとにとりまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)

イ 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)

ウ 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

- (8) 事後調査の項目及び調査の手法

(9) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 前項第8号に掲げる事項の選定は、技術指針で定めるところによらなければならない。

3 第5条第2項の規定は、準備書の作成について準用する。

(準備書等の送付)

第14条 事業者は、準備書を作成したときは、知事及び第6条の規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(第8条第1項及び第10条第1項の意見並びに第12条の規定により行った環境影響評価の結果に鑑み第6条の地域に追加すべきものと認められる地域を含む。以下「関係地域」という。)を管轄する市町長(以下「関係市町長」という。)に対し、準備書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(準備書についての公告及び縦覧)

第15条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

第16条 事業者は、規則で定めるところにより、前条の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会(以下「準備書説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第7条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは「第16条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第16条第1項及び同条第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第17条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第15条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、規則で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第18条 事業者は、前条第1項の期間を経過した後、知事及び関係市町長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての意見の概要等についての公告及び縦覧)

第19条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、同条の書類を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、当該書類を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準備書についての知事等の意見)

第 20 条 知事は、第 18 条の書類の送付を受けたときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 前項の場合において、知事は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、準備書について次に掲げるもので環境の保全の見地からの意見を有するものの意見を聴くための公聴会を開催することができる。

- (1) 関係地域内に住所を有する者
- (2) 関係地域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 関係地域内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 関係地域内において、農業、林業又は漁業に従事する者
- (5) 関係地域内の学校に在学する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定めるもの

3 事業者は、知事から要請があったときは、その要請に応じ、前項の公聴会に出席しなければならない。ただし、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、これに出席することができない場合は、この限りでない。

4 第 10 条第 2 項から第 4 項までの規定は、第 1 項の規定により知事が準備書について意見を述べる場合について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前条に規定する市町長」とあるのは「関係市町長」と、同条第 4 項中「前 2 項」とあるのは「第 20 条第 4 項において準用する前 2 項」と、「前条の書類に記載された意見」とあるのは「第 18 条の書類に記載された意見及び事業者の見解並びに第 20 条第 2 項の公聴会において述べられた意見」と読み替えるものとする。

第 6 章 評価書

(評価書の作成)

第 21 条 事業者は、前条第 1 項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第 17 条第 1 項の意見及び前条第 2 項の公聴会において述べられた意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の修正(事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。) 同条から第 23 条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- (2) 第 5 条第 1 項第 1 号又は第 13 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで、第 6 号若しくは第 9 号に掲げる事項の修正(前号に該当する場合を除く。) 次項、次条及び第 23 条の規定による環境影響評価その他の手続を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるものの以外のも 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価又は事後調査の項目若しくは調査の手法の選定を行うこと。

2 事業者は、前項第 1 号に該当する場合を除き、同項第 3 号の規定による環境影響評価又は選定を行った場合には当該環境影響評価又は選定及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価及び選定を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を、規則で定めるところにより作成しなければならない。

- (1) 第 13 条第1項各号に掲げる事項
- (2) 第 17 条第1項の意見及び前条第2項の公聴会において述べられた意見の概要
- (3) 前条第1項の知事の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
(評価書等の送付)

第 22 条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、知事、関係市町長及び第 28 条第1項の免許等を行い又は第 29 条の特定届出を受理する者が知事以外の者である場合にあってはその者に対し、評価書及びこれを要約した書類(次条において「要約書」という。)を送付しなければならない。

(評価書についての公告及び縦覧)

第 23 条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第7章 対象事業の内容の修正等

(事業内容の修正の場合の環境影響評価その他の手続)

第 24 条 事業者は、第7条の規定による公告を行ってから前条の規定による公告を行うまでの間に第5条第1項第2号に掲げる事項を修正しようとする場合(第 21 条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業について、第5条から前条までの規定による環境影響評価その他の手続を経なければならない。ただし、当該事項の修正が事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当する場合は、この限りでない。

(対象事業の廃止等)

第 25 条 事業者は、第7条の規定による公告を行ってから第 23 条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた者にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- (1) 対象事業を実施しないこととしたとき。
- (2) 第5条第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が対象事業に該当しないこととなったとき。
- (3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第3号の場合において、当該引継ぎ後の事業が対象事業であるときは、同項の規定による公告の日以前に当該引継ぎ前の事業者が行った環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の事業者について行われた環境影響評価その他の手続は新たに事業者となった者について行われたものとみなす。

第8章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(対象事業の実施の制限等)

第 26 条 事業者は、第 23 条の規定による公告を行うまでは、対象事業（第 21 条第 1 項又は第 24 条の規定による修正があつた場合において当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、当該修正後の事業）を実施してはならない。

2 事業者は、第 23 条の規定による公告を行ってから対象事業を実施するまでの間に第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を変更しようとする場合において、当該変更が事業規模の縮小、規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更該当するときは、同条から第 23 条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要しない。

3 第 1 項の規定は、第 23 条の規定による公告を行った後に第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項を変更して当該事業を実施しようとする者（前項の規定により環境影響評価その他の手続を経ることを要しないこととされる事業者を除く。）について準用する。この場合において、第 1 項中「公告」とあるのは、「公告（同条の規定による公告を行い、かつ、第 5 条から第 22 条までの規定による環境影響評価その他の手続を再び経た後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 前条の規定は、第 23 条の規定による公告を行ってから対象事業を実施するまでの間において事業者が前条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった場合について準用する。この場合において、同項第 2 号中「修正した」とあるのは「変更した」と、「修正後」とあるのは「変更後」と読み替えるものとする。

（評価書の公告後における環境影響評価その他の手続の再実施）

第 27 条 事業者は、第 23 条の規定による公告を行った後に、対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の環境の状況の変化その他の特別の事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮をするために第 13 条第 1 項第 5 号、第 7 号又は第 8 号に掲げる事項を変更する必要があると認めるときは、当該変更後の対象事業について、更に第 5 条から第 23 条まで又は第 11 条から第 23 条までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。

2 知事は、事業者が第 23 条の規定による公告を行った後に、前項に規定する事情により、対象事業の実施において環境の保全上の適正な配慮がなされるために同項に規定する事項の変更の必要があると認めるときは、事業者に対し、同項に規定する環境影響評価その他の手続の全部又は一部を行うことを書面により求めることができる。

3 事業者は、第 1 項又は前項の規定による環境影響評価その他の手続を行うときは、遅滞なく、知事及び関係市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

4 第 24 条から前条までの規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。この場合において、同条第 1 項中「公告」とあるのは、「公告（次条第 1 項又は第 2 項の規定による環境影響評価その他の手続を行った後に行うものに限る。）」と読み替えるものとする。

（免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等）

第 28 条 県の条例の規定であつて規則で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認又は同意（以下この条において「免許等」という。）が必要とされる対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査するものとする。

2 前項の場合においては、次の各号に掲げる当該免許等（次項に規定するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一定の基準に該当している場合には免許等を行うものとする旨の県の条例の規定であって規則で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該基準に該当している場合であっても、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。
- (2) 一定の基準に該当している場合には免許等を行わないものとする旨の県の条例の規定であって規則で定めるものに係る免許等 当該免許等を行う者は、当該免許等に係る当該規定にかかわらず、当該規定に定める当該基準に該当している場合のほか、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。
- (3) 免許等を行い又は行わない基準を県の条例の規定で定めていない免許等(当該免許等に係る県の条例の規定で規則で定めるものに係るものに限る。) 当該免許等を行う者は、対象事業の実施による利益に関する審査と前項の規定による環境の保全に関する審査の結果を併せて判断するものとし、当該判断に基づき、当該免許等を拒否する処分を行い、又は当該免許等に必要な条件を付することができるものとする。
- 3 対象事業に係る免許等であって対象事業の実施において環境の保全についての適正な配慮がなされるものでなければ当該免許等を行わないものとする旨の県の条例の規定があるものを行う者は、評価書の記載事項に基づいて、当該条例の規定による環境の保全に関する審査を行うものとする。

(特定届出に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第 29 条 県の条例の規定であって規則で定めるものにより、その実施に際し、届出(当該届出に係る県の条例において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下この条において「特定届出」という。)が必要とされる対象事業に係る特定届出を受理した者は、評価書の記載事項に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮に欠けると認めるときは、当該特定届出に係る県の条例の規定にかかわらず、当該特定届出をした者に対し、当該規定によって勧告又は命令をすることができることとされている期間(当該特定届出の受理の時に評価書の送付を受けていないときは、その送付を受けた日から起算する当該期間)内において、当該特定届出に係る事項の変更を求める旨の当該規定による勧告又は命令をすることができる。

(県の補助金等の交付の決定に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第 30 条 知事は、県の補助金等(県が県以外の者に対して交付する補助金及び負担金をいう。以下同じ。)の交付の対象となる対象事業(第 28 条第 1 項に規定するもの並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 2 条第 1 項第 1 号の補助金及び同項第 2 号の負担金並びに同条第 4 項第 1 号の給付金(以下「国の補助金等」という。)の交付の対象となるものを除く。)に係る県の補助金等の交付の申請があったときは、評価書の記載事項に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、当該審査の結果についての判断に基づき、当該県の補助金等を交付せず、又は当該県の補助金等の交付の決定に必要な条件を付することができる。

(県の事業に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第 31 条 知事は、評価書の記載事項に基づいて、県が行う対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査し、この配慮がなされることを確保するものとする。

(環境の保全の配慮についての要請)

第 32 条 知事は、評価書の送付を受けたときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者に評価書の写しを送付し、評価書の記載事項に基づいて、対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされることが確保されるよう要請するものとする。

- (1) 環境影響評価法施行令(平成9年政令第 346 号。以下「政令」という。)第3条に規定する法律の規定その他法律の規定により、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意(以下この号において「免許等」という。)又は届出(当該届出に係る法律において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができると規定されているものに限る。以下この条において同じ。)が必要とされる対象事業(第5号に規定するものを除く。)に係る評価書 当該免許等を行い、又は当該届出を受理する者
- (2) 国の補助金等の交付の対象となる対象事業(前号に規定するものを除く。)に係る評価書 当該国の補助金等の交付の決定を行う者
- (3) 特別の法律により設立された法人(国が出資しているものに限る。)がその業務として行う対象事業(前2号に規定するものを除く。)に係る評価書 当該法律の規定に基づき当該法人を当該対象事業に関して監督する者
- (4) 国が行う対象事業(第1号及び次号に規定するものを除く。)に係る評価書 当該対象事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣
- (5) 国が行う対象事業のうち、政令第5条に規定する法律の規定により、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意(以下この号において「免許等」という。)又は届出が必要とされる事業に係る評価書 当該事業の実施に関する事務を所掌する主任の大臣及び当該免許等を行う者又は当該届出の受理を行う者

(事業者の環境の保全の配慮)

第 33 条 事業者は、評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

(対象事業に係る工事の着手等)

第 34 条 事業者は、第 23 条の規定による公告を行った後に次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、遅滞なく、知事及び関係市町長にその旨を通知するとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

- (1) 対象事業に係る工事に着手したとき。
- (2) 対象事業に係る工事を完了したとき。
- (3) 対象事業に係る工事を中止し、又は再開したとき。

2 第 25 条の規定は、対象事業に係る工事に着手してから当該工事を完了するまでの間において事業者が同条第 1 項各号のいずれかに該当することとなった場合について準用する。この場合において、同項第 1 号中「対象事業を実施しないこととした」とあるのは「対象事業に係る工事を廃止した」と、同項第 2 号中「修正した」とあるのは「変更した」と

と、「修正後」とあるのは、「変更後」と、同条第2項中「環境影響評価その他の手続」とあるのは「環境影響評価、事後調査その他の手続」と読み替えるものとする。

第9章 事後調査

（事後調査の実施）

第 35 条 事業者は、評価書に記載されているところにより、対象事業に係る事後調査を行わなければならない。

（事後調査報告書の作成）

第 36 条 事業者は、前条の規定により対象事業に係る事後調査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該事後調査の結果に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「事後調査報告書」という。）を作成しなければならない。

- （1）第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項
- （2）第 21 条第2項第2号から第4号までに掲げる事項（事後調査に係るものに限る。）
- （3）事後調査の項目及び調査の手法
- （4）対象事業の実施区域及びその周囲の概況
- （5）対象事業に係る工事の実施状況
- （6）事後調査の結果のうち、次に掲げるもの

ア 調査の結果の概要

イ 環境影響評価の結果との比較検討の結果

ウ 調査の結果により必要となった環境の保全のための措置（当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。）

エ 環境影響の総合的な評価

- （7）事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（事後調査報告書等の送付）

第 37 条 事業者は、事後調査報告書を作成したときは、知事及び関係地域（第 35 条の規定により行った事後調査の結果にかんがみ関係地域に追加すべきものと認められる地域を含む。次条、第 39 条及び第 48 条において同じ。）を管轄する市町長に対し、事後調査報告書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）を送付しなければならない。

（事後調査報告書についての公告及び縦覧）

第 38 条 事業者は、前条の規定による送付をしたときは、規則で定めるところにより、事後調査報告書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日から起算して1月間、事後調査報告書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（環境の保全についての措置の要求）

第 39 条 知事は、事後調査報告書の送付を受けたときは、その内容を検討し、環境の保全についての適正な配慮がなされる必要があると認めるときは、規則で定める期間内に、事業者に対し、必要な措置を講ずることを書面により求めることができる。

2 第 10 条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により知事が事後調査報告書の内容を検討する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「前条に規定する市町長」とあるのは「関係地域を管轄する市町長」と、同条第4項中「前2項の意見を勘案するとともに、前条の書類に記載された意見に配慮する」とあるのは「第 39 条第2項において準用する前2項の意見を勘案する」と読み替えるものとする。

（事後調査後における事業者の環境の保全の配慮）

第 40 条 事業者は、事後調査報告書に記載されているところにより、及び前条第1項の措置を講ずることを求められた場合にはその内容に従い、環境の保全についての適正な配慮をして、当該対象事業を実施し、又は当該対象事業の実施後の事業活動を行わなければならない。

第 10 章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

（都市計画に定められる対象事業等）

第 41 条 対象事業が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第5条から第 33 条までの規定により行うべき環境影響評価その他の手続は、次条及び規則で定めるところにより、同法第 15 条第1項の県若しくは市町若しくは同法第 87 条の2第1項の指定都市（同法第 22 条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣（同法第 85 条の2の規定により同法第 22 条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長）又は市町）又は都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 51 条第1項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町（以下「都市計画決定権者」と総称する。）で当該都市計画の決定又は変更をするものが当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続と併せて行うものとする。この場合において、第5条第2項及び第 13 条第3項の規定並びに第 25 条第1項第3号及び第2項の規定は、適用しない。

2 都市計画決定権者は、前項の規定により環境影響評価その他の手続を行う場合においては、規則で定めるところにより、当該手続との整合を図るために必要な調整を加えた都市計画の決定又は変更をする手続を行うものとする。

（事業者の協力）

第 42 条 都市計画決定権者は、事業者に対し、前条に規定する環境影響評価その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備書説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

2 事業者のうち国、県、市町その他の規則で定めるものは、都市計画決定権者から要請があったときは、その要請に応じ、必要な環境影響評価を行うものとする。

第 11 章 愛媛県環境影響評価審査会

第 43 条 この条例の規定によりその権限に属する事項を審査させ、又は調査審議させ、並びに環境影響評価及び事後調査に関する重要事項を調査審議させるため、愛媛県環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員 10 人以内で組織する。

3 専門の事項を審査させ、又は調査審議させるため必要があるときは、審査会に専門委員を置くことができる。

4 委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

5 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 専門委員は、第 3 項に規定する専門の事項の審査又は調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

8 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

9 第 2 項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第 12 章 法に規定する知事の意見に係る手続

第 44 条 知事は、法第 3 条の 7 第 1 項（法第 38 条の 6 第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により意見を求められたときは、当該意見を求めた者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 知事は、前項の意見を述べようとする場合において必要があると認めるときは、法第 3 条の 2（法第 38 条の 6 第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する事業実施想定区域を管轄する市町長に配慮書の案若しくは配慮書の写しを送付し、期間を指定して当該市町長の環境の保全の見地からの意見を求め、又は審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

3 知事は、法第 4 条第 2 項（同条第 4 項（これらの規定が法第 39 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び法第 29 条第 2 項（法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の意見及びその理由を述べようとする場合において必要があると認めるときは、法の規定による環境影響評価その他の手続が行われる必要があるかどうかについて、法第 4 条第 2 項に規定する届出に係る法第 2 条第 3 項に規定する第二種事業が実施されるべき区域を管轄する市町長に当該届出に係る書面の写しを送付し、期間を指定して当該市町長の意見及びその理由を求め、又は審査会の意見及びその理由を聴くことができる。

4 知事は、法第 10 条第 1 項（法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第 20 条第 1 項（法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合及び法第 48 条第 2 項において準用する場合を含む。）の意見を述べようとする場合において必要があると認めるときは、審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

第 13 章 雑則

（県及び市町との連絡）

第 45 条 事業者及び都市計画決定権者（以下「事業者等」という。）は、この条例の規定による公告若しくは縦覧又は方法書説明会若しくは準備書説明会の開催について、必要があると認めるときは、県及び関係する市町に協力を求めることができる。

（立入検査等）

第 46 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者等の事務所若しくは対象事業の実施に係る区域に立ち入り、環境影響評価、事後調査その他の手続若しくは対象事業の実施状況若しくは環境の保全のための措置の状況を検査させ、若しくは対象事業に係る環境影響を調査させることができる。

2 知事は、前項の規定による報告若しくは資料の提出を受けたとき、又は検査若しくは調査をさせたときは、その内容又は結果を検討し、環境の保全についての適正な配慮がなされる必要があると認めるときは、事業者等に対し、必要な措置を講ずることを書面により求めることができる。

3 知事は、前項の場合において必要があると認めるときは、審査会の環境の保全の見地からの意見を聴くことができる。

4 第 1 項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告及び公表）

第 47 条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な手続の実施その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

（1）この条例の規定に違反して環境影響評価、事後調査その他の手続を行わない者

（2）虚偽の記載をした方法書、準備書、評価書、事後調査報告書その他の書類を送付し、縦覧に供し、又は公表した者

（3）第 20 条第 3 項の規定に違反して同条第 2 項の公聴会を欠席した者

（4）第 26 条第 1 項（同条第 3 項及び第 27 条第 4 項において準用する場合を含む。）、第 33 条又は第 52 条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して対象事業を実施した者

（5）第 27 条第 2 項の規定による手続を行わない者

（6）第 39 条第 1 項又は前条第 2 項の規定による措置を講じない者

（7）第 40 条の規定に違反して対象事業を実施し、又は対象事業の実施後の事業活動を行った者

（8）前条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

2 知事は、前項の勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第 1 項の勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えるものとする。

（隣接する県の知事との協議）

第 48 条 知事は、第6条に規定する地域及び関係地域に本県の区域に属しない地域が含まれている場合において、この条例の施行のため必要があると認めるときは、当該地域を管轄する県知事と協議するものとする。

（市町の条例との関係）

第 49 条 第6条に規定する地域及び関係地域が、この条例の趣旨に則し、かつ、環境の保全についてこの条例と同等以上の効果を期待することができるものとして知事が指定する条例を制定している市町の区域内に限られるときは、当該対象事業については、この条例の規定は、適用しない。

2 前項の指定は、告示によって行う。

（技術開発）

第 50 条 県は、環境影響評価及び事後調査に必要な技術の向上を図るため、当該技術の研究及び開発の推進並びにその成果の普及に努めるものとする。

（適用除外）

第 51 条 この条例の規定は、放射性物質による大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌汚染については、適用しない。

2 この条例（第1章を除く。）の規定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業、建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業及び被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業については、適用しない。

（法対象事業の内容の修正及び変更とその経過措置）

第 52 条 知事は、法第2条第5項に規定する事業者が法第5条第1項第2号に掲げる事項の修正により法第29条第3項又は第30条第1項の規定による公告を行った場合において、当該修正後の事業が対象事業に該当するときは、法の定めるところに従って作成された書類を、法の規定に相当するこの条例の規定による手続を経た書類とみなすことができる。

2 前項の規定は、都市計画決定権者が法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第3項又は第30条第1項の規定による公告を行った場合について準用する。

3 法第2条第5項に規定する事業者が法第27条の規定による公告を行った後に法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした場合において、当該変更後の事業が対象事業に該当するときは、この条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を経ることを要しない。この場合において、事業者は、当該変更前の事業に係る法第21条第2項の環境影響評価書に記載されているところにより、環境の保全についての適正な配慮をして当該対象事業を実施するようにしなければならない。

4 前項の規定は、都市計画決定権者が法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第27条の規定による公告を行った後に同項の規定により読み替えて適用される法第5条第1項第2号に掲げる事項を変更して当該事業に係る都市計画の変更をした場合について準用する。

（規則の制定とその経過措置）

第 53 条 第2条第2項の規定に基づく規則の制定又は改廃により新たに対象事業となる事業（以下「新規対象事業等」という。）であって次に掲げるもの（第1号から第4号までに掲げるものにあつては、当該制定又は改廃に係る規則の施行の日（以下「規則施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、この条例（第1章を除く。）の規定は、適用しない。

- (1) 法律又は県の条例の規定であつて規則で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可、承認若しくは同意（以下この号において「免許等」という。）又は届出（当該届出に係る法律又は県の条例において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下この号において同じ。）が必要とされる事業（国、県又は市町が行う事業を除く。）であつて、規則施行日前に当該免許等が与えられ、又は当該届出がなされたもの
 - (2) 国の補助金等又は県の補助金等の交付の対象となる事業（前号に規定する事業及び県又は市町が行う事業を除く。）であつて、規則施行日前に当該国の補助金等又は県の補助金等の交付の決定がなされたもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、法律の規定により定められる国の計画で規則で定めるものに基づいて実施される事業であつて、規則施行日前に当該国の計画が定められたもの
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則施行日前に都市計画法第 17 条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業（当該都市計画に定められた都市施設に係る事業を含む。以下同じ。）
 - (5) 前2号に掲げるもののほか、規則施行日から起算して6月を経過する日までに実施される新規対象事業等
- 2 前項各号に掲げる事業に該当する事業であつて、規則施行日以後の内容の変更（環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。）により新規対象事業等として実施されるものについては、この条例（第1章を除く。）の規定は、適用しない。

（委任）

第 54 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 11 年6月 12 日から施行する。

（経過措置）

- 2 対象事業であつて次に掲げるもの（第1号から第4号までに掲げるものにあつては、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その内容を変更せず、又は事業規模を縮小し、若しくは規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更のみをして実施されるものに限る。）については、この条例（第1章を除く。）の規定は、適用しない。
 - (1) 法律又は県の条例の規定であつて規則で定めるものにより、その実施に際し、免許、特許、許可、認可若しくは承認（以下この号において「免許等」という。）又は届出（当該届出に係る法律又は県の条例において、当該届出に関し、当該届出を受理した日から起算して一定の期間内に、その変更について勧告又は命令をすることができることが規定されているものに限る。以下この号において同じ。）が必要とされる事業であつて、施行日前に当該免許等の申請又は当該届出がなされたもの

- (2) 国の補助金等又は県の補助金等の交付の対象となる事業(前号に規定する事業を除く。)であって、施行日前に当該国の補助金等又は県の補助金等の交付の決定がなされたもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条又は第87条の2に規定する土地改良事業計画(規則で定めるものに限る。以下同じ。)に基づいて実施される事業であって、施行日前に当該土地改良事業計画が定められたもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われた同法の都市計画に定められた事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに実施される対象事業
- 3 前項各号に規定する事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更(環境影響の程度を低減するものとして規則で定める条件に該当するものに限る。)により対象事業として実施されるものについては、この条例(第1章を除く。)の規定は、適用しない。

附 則(平成12年3月24日条例第12号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日条例第58号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年12月24日条例第47号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。(後略)

附 則(平成17年3月25日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年10月17日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月23日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第44条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。(経過措置)
- 2 改正後の愛媛県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第7条、第15条、第19条、第23条又は第38条の規定は、この条例の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る愛媛県環境影響評価条例第5条第1項に規定する環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)、同条例第13条第1項に規定する環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)、同条例第18条に規定する書類、同条例第21条第2項に規定する環境影響評価書又は同条例第36条に規定する事後調査報告書について適用する。
- 3 新条例第7条の2(新条例第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書又は準備書について適用する。

別表(第2条関係)

- 1 道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第2条第1項に規定する道路その他の道路の新設及び改築の事業
- 2 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第3条第1項に規定する河川に関するダムの新築、堰^{せき}の新築及び改築の事業
(以下「ダム新築等事業」という。)並びに同法第8条の河川工事の事業でダム新築等事業でないもの
- 3 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)による鉄道及び軌道法(大正 10 年法律第 76 号)による軌道の建設及び改良の事業
- 4 空港法(昭和 31 年法律第 80 号)第2条に規定する空港その他の飛行場及びその施設の設置又は変更の事業
- 5 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 38 条に規定する事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業
- 6 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第 15 条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- 7 公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)による公有水面の埋立て及び干拓その他の水面の埋立て及び干拓の事業
- 8 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業
- 9 工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)第4条第1項第3号イに規定する工業団地の造成の事業
- 10 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和 41 年法律第 110 号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業
- 11 宅地の造成の事業(造成後の宅地又は当該宅地の造成と併せて整備されるべき施設が不特定かつ多数の者に供給されるものに限るものとし、8の項から 10 の項まで及び 13 の項から 15 の項までに掲げるものに該当するものを除く。)
- 12 土地改良法第2条第2項第3号に規定する農用地の造成の事業
- 13 ゴルフ場、スキー場その他運動・レジャー施設(都市計画法施行令(昭和 44 年政令第 158 号)第1条第2項第1号に規定する工作物に該当するものに限る。)の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- 14 製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業及び熱供給業に係る工場及び事業場の新設並びにその構造及び規模の変更の事業(5の項に掲げる事業に該当するものを除く。)
- 15 下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第2条第6号に規定する終末処理場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業
- 16 土及び採石法(昭和 25 年法律第 291 号)第2条に規定する岩石の採取の事業
- 17 鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)第3条に規定する鉱物の掘採の事業